

令和 3 年 3 月 5 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 3 年 3 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
議案第54号	洞爺湖町景観条例の制定について
議案第55号	洞爺湖町育英資金の基金条例の一部改正について
議案第56号	洞爺湖町公告式条例等の一部改正について
議案第57号	洞爺湖町社会教育施設条例の一部改正について
議案第58号	洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について
議案第59号	洞爺湖町介護保険条例の一部改正について
議案第60号	洞爺湖町森林博物館条例の一部改正について
議案第61号	指定管理者の指定変更について（洞爺湖森林博物館）
議案第62号	令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）
議案第63号	令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第64号	令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第65号	令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第66号	令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第67号	令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第68号	令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第69号	令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第70号	令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第71号	令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第72号	令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

議 案 番 号	件 名
議案第 7 3 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7 4 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 5 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

議案第 5 4 号

洞爺湖町景観条例の制定について

洞爺湖町景観条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町景観条例

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、町民、事業者及び行政が協働して誇りと愛着の持てる洞爺湖町の景観を守り、創り、次世代に継承することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 町、町民及び事業者が協働して景観を守り、創ることをいう。
- (2) 景観計画 法第 8 条第 1 項の景観計画をいう。
- (3) 景観形成重点区域 景観づくりを重点的に図る必要があると認められる区域をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 町は、町民及び事業者の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らが景観づくりの担い手として、景観づくりに関する理解を深め、地域の景観づくりに努めるとともに、町が実施する景観づくりに関

する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの活動が地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観に十分配慮するとともに、町が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（景観計画）

第6条 町長は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項に基づき景観計画を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ洞爺湖町景観審議会（第18条第1項に規定する洞爺湖町景観審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観形成重点区域の指定）

第7条 町長は、景観計画において、景観計画区域内で特に重点的な景観づくりを進める必要がある区域を景観形成重点区域として指定することができる。

2 町長は、指定した景観形成重点区域を解除又は変更することができる。

3 町長は、景観形成重点区域を指定又は解除若しくは変更しようとするときは、洞爺湖町景観審議会の意見を聴かなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第8条 町長は、法第12条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定しようとするときは、あらかじめ、洞爺湖町景観審議会の意見を聴かなければならない。

（行為の届出等）

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める届出（景観形成重点区域の内、景観計画で定める区域に限る。）を要する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 木竹の伐採

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(3) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路（支持物を含む。）

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図その他規則で定める図書とする。

（事前協議）

第10条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出（景観形成重点区域の内、景観計画で定める区域に限る。）をしようとする者は、届出の前に、規則で定めるところにより、あらかじめ、町長と協議しなければならない。

2 前項の協議をする時期は、規則で定める。

（助言及び指導）

第11条 町長は、前条の規定による協議において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出を要する行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

（勧告の手続）

第12条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、洞爺湖町景観審議会の意見を聴かなければならない。

（適用除外行為）

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで及び第9条第1項各号に掲げる行為で、規則で定める規模以下のもの
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可又は届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの

（特定届出対象行為）

第14条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる届出を要する行為とする。

（変更命令等の手続）

第15条 町長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、洞爺湖町景観審議会の意見を聴かなければならない。

（指定等）

第16条 町長は、次に掲げる処分等をしようとするときは、あらかじめ、洞爺湖町景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定
- (2) 法第20条第3項の規定による景観重要建造物として指定する必要がある旨の通知又は法第29条第3項の規定による景観重要樹木として指定する必要がある旨の通知
- (3) 法第22条第1項の規定による景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の許可又は法第31条第1項の規定による景観重要樹木の伐採又は移植の許可

- (4) 法第23条第1項規定による原状回復等の命令（法第32条第1項において準用する場合を含む。）
- (5) 法第26条の規定による景観重要建造物の管理の方法に関する命令若しくは勧告又は法第34条の規定による景観重要樹木の管理の方法に関する命令若しくは勧告
- (6) 法第27条第1項（法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は第35条第1項（法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除

（管理の方法の基準）

第17条 法第25条第2項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 修繕をする場合にあっては、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること
- (3) 滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること

2 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと
- (2) 滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること

（審議会）

第18条 景観づくりに関する事項を調査審議させるため、町長の附属機関として、洞爺湖町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 景観づくりの推進に関する重要事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事項
- (3) その他景観づくりの推進に関する事項

3 審議会は、前項の事項に関し町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

5 委員は、学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長

が委嘱する。

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条から第17条までの規定は景観計画を定めた旨の告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号。次項において「道条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日から景観計画を定めた旨の告示の日の前日までの間は、道条例の規定により定められた景観計画（町の区域に係る部分に限る。）は、第6条第1項の規定により定めた景観計画とみなす。

議案第 5 5 号

洞爺湖町育英資金の基金条例の一部改正について

洞爺湖町育英資金の基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町育英資金の基金条例の一部を改正する条例

洞爺湖町育英資金の基金条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

洞爺湖町育英資金等教育振興基金条例

第 1 条を次のように改める。

（設置目的）

第 1 条 本町の教育振興を図るため、洞爺湖町育英資金等教育振興基金（以下「教育振興基金」という。）を設置し、勤勉な学生、生徒にして経済的理由により就学困難なる者及びその保護者に対して育英資金の貸付け及び給付を行う。また、学校教育の充実を図り、有能なる人材の育成を図ることを目的とする。

第 2 条中「育英基金」を「教育振興基金」に改める。

第 2 条の 2 中「育英資金」を「前条第 1 号に定める育英資金」に、「学資金」を「奨学資金貸付金」に、「入学時一時金の貸付け」を「入学時一時金貸付金」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（積立金の処分）

第 2 条の 2 積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 育英資金の貸付け及び給付に関すること。
- (2) 学校教育の充実に資する事業に関すること。

第 3 条の見出しを「（育英資金の貸付対象）」に改め、同条第 1 項中「学資金」を「奨学資金貸付金」に改め、同条第 2 項中「入学時一時金」を「入学時

一時金貸付金」に改める。

第3条の2の見出しを「（育英資金の給付対象）」に改める。

第4条の見出しを「（育英資金の貸付及び給付の金額）」に改める。

第5条の見出しを「（育英資金の貸付及び給付の条件）」に改め、同条2号中「学資金」を「奨学資金貸付金」に改め、同条第3号中「入学時一時金」を「入学時一時金貸付金」に改める。

第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の返還猶予及び減額返還）

第6条 奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の借受者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸付金の返還猶予又は減額返還をすることができる。

- (1) 災害又は疾病によって返還が困難となったとき。
- (2) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。
- (3) その他、やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項第2号にあっては、その在学期間、同項第1号及び第3号にあっては1年以内とし、さらにその事由が継続するときは1年以内の延長をすることができる。ただし、その場合は、原則として4年までを限度とする。

3 減額返還の期間は1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、1年以内の延長をすることができる。ただし、その場合は正規の返還期間の2倍の期間までを限度とする。

4 減額返還は、返還すべきその月の返還金の2分の1（1円未満切り捨て）の額とする。

（返還を怠った場合の措置）

第7条 正当の理由がなくして、奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の返還を怠ったときは、当該未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、洞爺湖町税外諸収入金の徴収に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第47号）第3条に規定する割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の返還の免除）

第8条 教育委員会は、奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の借受者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証人又は遺族並びに借受者等の申請により、当該貸付金の返還未済額の全部又は一部の返還を

免除することができる。

- (1) 借受者であった者が、当該貸付金の返還完了前に死亡したとき。
- (2) 借受者であった者が、当該貸付金の返還完了前に重度の心身障がい者となったとき。
- (3) 借受者であった者が、その他特別の事由により当該貸付金の返還が、著しく困難であると認められるとき。

(奨学資金貸付金の返還の免除の特例)

第9条 奨学資金貸付金の返還金の免除にあつては、前条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、借受者であった者等の申請により、当該貸付金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学資金貸付金の返還期間中において、借受者本人の収入が250万円以下であること、又はその見込みであること。
 - (2) 奨学資金貸付金の返還期間中において、借受者本人が非正規雇用（有期労働契約である嘱託職員、契約社員、臨時職員、派遣職員、パートタイマー、アルバイト等と呼ばれる従業員の雇用形態など、正規職員以外の有期雇用である者をいう。）である者、又はその見込みである者
- 2 前項各号に該当する場合にあつては、返還すべきその月の返還金の2分の1（1円未満切り捨て）の額を免除するものとする。

別表中

「		「											
<table><tr><th>学資金（月額）</th></tr><tr><td>10,000円以内</td></tr><tr><td>10,000円以内</td></tr><tr><td>13,000円以内</td></tr><tr><td>18,000円以内</td></tr></table>	学資金（月額）	10,000円以内	10,000円以内	13,000円以内	18,000円以内	を	<table><tr><th>奨学資金貸付金（月額）</th></tr><tr><td>12,000円以内</td></tr><tr><td>12,000円以内</td></tr><tr><td>15,000円以内</td></tr><tr><td>21,000円以内</td></tr></table>	奨学資金貸付金（月額）	12,000円以内	12,000円以内	15,000円以内	21,000円以内	に、
学資金（月額）													
10,000円以内													
10,000円以内													
13,000円以内													
18,000円以内													
奨学資金貸付金（月額）													
12,000円以内													
12,000円以内													
15,000円以内													
21,000円以内													
」		」											
「		「											
<table><tr><th>入学時一時金</th></tr></table>	入学時一時金	を	<table><tr><th>入学時一時金貸付金</th></tr></table>	入学時一時金貸付金	に、								
入学時一時金													
入学時一時金貸付金													
」		」											

「			を			に改める。
	入学時給付金			入学時給付金		
	50,000円			80,000円		
	50,000円			80,000円		
	50,000円			80,000円		
100,000円		」		150,000円		」

附 則

1 (施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の洞爺湖町育英資金の基金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行日に、現に育英資金の貸付けを受けた者であって、かつ、返還すべき金額を有する者の返還等に係る改正後の条例の適用にあつては、「奨学資金貸付金」とあるのは「学資金」と、「入学時一時金貸付金」とあるのは「入学時一時金」と読み替えるものとする。
- 4 改正後の第9条第1項各号に定める奨学資金貸付金の免除の特例の対象者は、施行日以降において、返還すべき残高を有している借受者のうち、借受時において施行日以降に返還すべきとして計画していた者、又は、借受者の都合により借受時以後に返還の計画を変更した場合にあつては、計画変更後における施行日以降に返還すべきとしている未返還額を有する者とする。
- 5 改正後の第9条第1項各号の免除の対象とする奨学資金貸付金は、借受時において施行日以降に返還すべきとしている未返還額のうち、同条に基づく対象者となった月以降の未返還額とし、対象者となる前の未納となっている返還金については、これを対象としない。

議案第 56 号

洞爺湖町公告式条例等の一部改正について

洞爺湖町公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町公告式条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町公告式条例の一部改正)

第 1 条 洞爺湖町公告式条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「洞爺町 132 番地」を「洞爺町 135 番地 1」に改める。

(洞爺湖町出張所設置条例の一部改正)

第 2 条 洞爺湖町出張所設置条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「洞爺湖温泉 142 番地 140」を「洞爺湖温泉 142 番地 130」に改める。

(洞爺湖町学校給食センター条例の一部改正)

第 3 条 洞爺湖町学校給食センター条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表及び同条第 3 項の表中「泉 52 番地 2」を「泉 43 番地 15」に改める。

(洞爺湖町立読書の家条例の一部改正)

第 4 条 洞爺湖町立読書の家条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「栄町 63 番地」を「栄町 63 番地 1」に、「洞爺湖温泉 142 番地 140」を「洞爺湖温泉 142 番地 130」に改める。

(洞爺湖町体育施設条例の一部改正)

第 5 条 洞爺湖町体育施設条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 82 号）の一部を次の

ように改正する。

第2条の表中「高砂町18番地」を「高砂町18番地2」に、「高砂町44番地2」を「高砂町44番地41」に改める。

(洞爺湖町文化財施設条例の一部改正)

第6条 洞爺湖町文化財施設条例（平成18年洞爺湖町条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「高砂町44番地」を「高砂町44番地41」に改める。

(洞爺湖町生活館条例の一部改正)

第7条 洞爺湖町生活館条例（平成18年洞爺湖町条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「本町1番地」を「本町1番地1」に改める。

(洞爺湖町集会所条例の一部改正)

第8条 洞爺湖町集会所条例（平成18年洞爺湖町条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「洞爺湖温泉142番地155」を「洞爺湖温泉142番地157」に、「花和169番地2」を「花和171番地2」に、「入江175番地21」を「入江175番地71」に、「入江224番地」を「入江224番地8」に、「入江190番地32」を「入江190番地375」に、「清水60番地」を「清水60番地3」に、「高砂町37番地」を「高砂町37番地3」に、「泉23番地」を「泉23番地5」に改める。

(洞爺湖町保育所条例の一部改正)

第9条 洞爺湖町保育所条例（平成18年洞爺湖町条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「本町42番地」を「本町42番地1」に、「洞爺湖温泉190番地」を「洞爺湖温泉190番地8」に、「入江190番地31」を「入江190番地290」に改める。

(洞爺湖町チビッ子広場条例の一部改正)

第10条 洞爺湖町チビッ子広場条例（平成18年洞爺湖町条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「本町204番地」を「本町204番地3」に改める。

(洞爺湖町霊園条例の一部改正)

第11条 洞爺湖町霊園条例（平成18年洞爺湖町条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「三豊10番地」を「三豊10番地4」に、「洞爺湖温泉197番地」を「洞爺湖温泉197番地15」に、「香川25番地」を「香川25番地1」に、「旭浦95番地」を「旭浦95番地1」に、「洞爺町363番地」を「洞爺町363番地1」に、「岩屋14番地」を「岩屋2番地」に改める。

(洞爺湖町火葬場条例の一部改正)

第12条 洞爺湖町火葬場条例（平成18年洞爺湖町条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「清水234番地6」を「清水234番地16」に改める。

(洞爺水の駅設置条例の一部改正)

第13条 洞爺水の駅設置条例（平成18年洞爺湖町条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「洞爺町100番地」を「洞爺町100番地1」に改める。

(洞爺湖町公園条例の一部改正)

第14条 洞爺湖町公園条例（平成18年洞爺湖町条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1のロ その他の公園の表中「洞爺町96番地」を「洞爺町96番地3」に改める。

(洞爺湖町特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第15条 洞爺湖町特定公共賃貸住宅条例（平成18年洞爺湖町条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「洞爺町400番地2」を「洞爺町400番地32」に改める。

(洞爺湖町駅交流センター条例の一部改正)

第16条 洞爺湖町駅交流センター条例（平成20年洞爺湖町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「旭町19番地11」を「旭町19番地10」に改める。

(洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正)

第17条 洞爺湖町洞爺いこいの家条例（平成20年洞爺湖町条例第27号）の一

部を次のように改正する。

第2条の表中「洞爺町199番地」を「洞爺町199番地1」に改める。

(洞爺湖文化センター条例の一部改正)

第18条 洞爺湖文化センター条例（平成24年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「洞爺湖温泉142番地130」を「洞爺町142番地131」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

洞爺湖町社会教育施設条例の一部改正について

洞爺湖町社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町社会教育施設条例の一部を改正する条例

洞爺湖町社会教育施設条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

あぶた母と子の館	虻田郡洞爺湖町高砂町 4 4 番地 2
洞爺湖町文化交流会館	虻田郡洞爺湖町本町 1 番地 1
洞爺総合センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地

を

」

「

あぶた母と子の館	虻田郡洞爺湖町高砂町 4 4 番地 4 1
洞爺総合センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地 1

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「、（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

洞爺湖町介護保険条例の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町介護保険条例（平成18年洞爺湖町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「27,000円」を「36,000円」に改め、同項第2号中「34,000円」を「45,400円」に改め、同項第3号中「40,500円」を「54,000円」に改め、同項第4号中「44,800円」を「59,800円」に改め、同項第5号中「54,000円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「67,500円」を「90,000円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「得た額とする」を「得た額とし、当該合計金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、「この項において」を削り、同項第7号中「70,200円」を「93,600円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「82,600円」を「110,200円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号中「91,800円」を「122,400円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「21,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「21,600円」に、「27,000円」を「36,000円」に改め、同条第5項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「21,600円」に、「37,800円」を「50,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
(洞爺湖町介護保険条例の経過措置)
- 2 この条例による改正後の洞爺湖町介護保険条例第５条の規定は、令和３年度分の保険料から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 0 号

洞爺湖町森林博物館条例の一部改正について

洞爺湖町森林博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町森林博物館条例の一部を改正する条例

洞爺湖町森林博物館条例（平成 2 0 年洞爺湖町条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

洞爺湖町中島・湖の森博物館条例

第 1 条中「洞爺湖町森林博物館」を「洞爺湖町中島・湖の森博物館」に改める。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
中島・湖の森博物館	有珠郡壮瞥町字中島 2 4 1 8 林班国有林内

第 4 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 施設内における飲食等の販売に関する業務

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 1 号

指定管理者の指定変更について

指定管理者の指定を次のように変更する。

記

令和元年 1 2 月 1 2 日に議決された議案第 4 0 号、指定管理者の指定について、指定管理者に管理を行わせる施設を令和 3 年 4 月 1 日から次のように変更する。

変更後	(1) 所在地 有珠郡壮瞥町字中島 2 4 1 8 林班国有林内 (2) 名 称 中島・湖の森博物館
変更前	(1) 所在地 有珠郡壮瞥町字中島事業区 4 1 8 班国有林内 (2) 名 称 洞爺湖森林博物館

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第62号

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227,472千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,071,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 分担金及び負担金		50,183	△ 900	49,283
	2. 負 担 金	44,777	△ 900	43,877
14. 使用料及び手数料		229,206	△ 500	228,706
	1. 使 用 料	197,384	△ 500	196,884
15. 国庫支出金		2,261,058	△ 70,282	2,190,776
	1. 国庫負担金	281,263	△ 1,555	279,708
	2. 国庫補助金	1,976,913	△ 68,727	1,908,186
16. 道支出金		377,743	108,739	486,482
	1. 道負担金	196,918	555	197,473
	2. 道補助金	161,644	108,871	270,515
	3. 委 託 金	19,181	△ 687	18,494
17. 財産収入		25,662	7,916	33,578
	1. 財産運用収入	20,660	△ 484	20,176
	2. 財産売却収入	5,002	8,400	13,402
18. 寄 附 金		100,400	△ 14,515	85,885
	1. 寄 附 金	100,400	△ 14,515	85,885
19. 繰 入 金		255,737	△ 148,337	107,400
	1. 繰 入 金	255,737	△ 148,337	107,400
21. 諸 収 入		82,382	△ 817	81,565
	4. 受託事業収入	2,221	△ 130	2,091
	5. 雑 入	46,891	△ 687	46,204
22. 町 債		1,162,506	△ 108,776	1,053,730
	1. 町 債	1,162,506	△ 108,776	1,053,730
歳 入 合 計		9,298,982	△ 227,472	9,071,510

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		59,112	△ 420	58,692
	1. 議 会 費	59,112	△ 420	58,692
2. 総 務 費		876,137	△ 55,412	820,725
	1. 総 務 管 理 費	839,412	△ 48,066	791,346
	3. 戸籍住民基本台帳費	20,248	△ 6,659	13,589
	5. 統 計 調 査 費	5,975	△ 687	5,288
3. 民 生 費		1,784,500	△ 64,243	1,720,257
	1. 社 会 福 祉 費	1,263,533	△ 56,414	1,207,119
	3. 医 療 助 成 費	236,497	△ 5,000	231,497
	4. 児 童 福 祉 費	167,347	△ 3,712	163,635
	5. 保 育 所 費	116,976	883	117,859
4. 衛 生 費		398,573	22,210	420,783
	1. 保 健 衛 生 費	131,652	26,103	157,755
	2. 環 境 衛 生 費	21,682	△ 1,693	19,989
	4. 清 掃 費	241,862	△ 2,000	239,862
	5. 公 害 対 策 費	3,137	△ 200	2,937
6. 農 林 水 産 業 費		143,348	△ 4,026	139,322
	1. 農 業 費	102,834	△ 1,602	101,232
	2. 林 業 費	11,721	△ 268	11,453
	3. 水 産 業 費	28,793	△ 2,156	26,637
7. 商 工 費		605,351	△ 31,815	573,536
	1. 商 工 費	72,677	△ 9,174	63,503
	2. 観 光 費	532,674	△ 22,641	510,033

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土 木 費		1,144,589	19,063	1,163,652
	1. 土 木 管 理 費	38,189	△ 702	37,487
	2. 道 路 橋 梁 費	614,807	25,234	640,041
	3. 河 川 費	5,300	△ 414	4,886
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	28,194	45	28,239
	5. 都 市 計 画 費	402,457	△ 2,070	400,387
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	55,642	△ 3,030	52,612
9. 消 防 費		327,862	△ 7,575	320,287
	1. 消 防 費	327,862	△ 7,575	320,287
10. 教 育 費		613,021	△ 41,316	571,705
	1. 教 育 総 務 費	105,905	△ 10,763	95,142
	2. 小 学 校 費	79,260	△ 3,293	75,967
	3. 中 学 校 費	66,481	5,612	72,093
	4. 社 会 教 育 費	295,307	△ 29,188	266,119
	5. 保 健 体 育 費	66,068	△ 3,684	62,384
11. 公 債 費		876,250	△ 16,450	859,800
	1. 公 債 費	876,250	△ 16,450	859,800
12. 給 与 費		1,049,029	300	1,049,329
	1. 給 与 費	1,049,029	300	1,049,329
13. 予 備 費		30,272	201	30,473
	1. 予 備 費	30,272	201	30,473
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		1,387,738	△ 47,989	1,339,749
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	1,387,738	△ 47,989	1,339,749
歳 出 合 計		9,298,982	△ 227,472	9,071,510

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	高度無線環境整備推進事業	386,731 千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	29,376 千円
6 農林水産業費	1 農業費	農業基盤整備促進事業	700 千円
10 教育費	4 社会教育費	高砂貝塚保存整備事業	6,270 千円
14 新型コロナウイルス感染症 対策費	1 新型コロナウイルス感染症 対策費	宿泊・商品券発行事業	18,566 千円

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
戸籍システム改修業務に係る債務負担	自 令和2年度 至 令和3年度	6,380 千円

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	13,924	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融資 条件による。 ただし、町財政の都合 により措置期間及び 償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
洞爺駅エレ ベーター 整 備 事 業	71,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 入 れ る 資 金 に つ い て、利率 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当該見 直 し 後 の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	11,500	同左	同左	同左
地域循環型 バ ス 導 入 事 業	4,200	同上	同上	同上	3,900	同上	同上	同上
アイヌ民族 共生拠点施 設整備事業	65,200	同上	同上	同上	40,200	同上	同上	同上
漁船上架用 船 台 整 備 事 業	8,500	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
森林博物館 建 設 事 業	161,900	同上	同上	同上	155,800	同上	同上	同上
橋梁長寿命 化 事 業	14,000	同上	同上	同上	13,100	同上	同上	同上
泉公園団地 改 修 事 業	7,700	同上	同上	同上	6,700	同上	同上	同上
入江・高砂 貝 塚 保 存 活 用 事 業	67,000	同上	同上	同上	52,000	同上	同上	同上
文化交流会 館解体事業	32,000	同上	同上	同上	25,600	同上	同上	同上

議案第 63 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 501 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,459,776 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第64号

令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,611千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ777,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-31-

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共下水道費	2 下水道建設費	終末処理場汚泥処理設備更新事業	39,000 千円

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公共下水道事業	119,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、 町財政の都 合により措 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換え ることがで きる。	113,100	同左	同左	同左
特別減収 対 策 企 業 債	16,000	同上	同上	同上	7,000	同上	同上	同上

議案第 6 5 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 0 9, 0 3 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 介 護 保 険 料		164,850	△ 4,000	160,850
	1. 介 護 保 険 料	164,850	△ 4,000	160,850
2. 分 担 金 及 び 負 担 金		3,315	△ 649	2,666
	1. 負 担 金	3,315	△ 649	2,666
3. 国 庫 支 出 金		281,037	3,684	284,721
	2. 国 庫 補 助 金	108,603	3,684	112,287
4. 道 支 出 金		160,792	2,360	163,152
	1. 道 負 担 金	150,520	3,051	153,571
	2. 道 補 助 金	10,272	△ 691	9,581
5. 支 払 基 金 交 付 金		280,674	1,294	281,968
	1. 支 払 基 金 交 付 金	280,674	1,294	281,968
7. 繰 入 金		213,455	△ 1,794	211,661
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	185,548	△ 2,780	182,768
	2. 基 金 繰 入 金	27,907	986	28,893
歳 入 合 計		1,108,137	895	1,109,032

(単位：千円)

-35-

議案第 66 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 45,470 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 178,353 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
簡易水道業 事 業	118,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もしくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。	65,700	同左	同左	同左

議案第 67 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 8 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 7, 8 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-42-

議案第68号

令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	262,501	△3,677	258,824
第1項 営業収益	160,533	323	160,856
第2項 営業外収益	97,967	0	97,967
第3項 特別利益	4,001	△4,000	1

〈支 出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	262,501	△3,677	258,824
第1項 営業費用	239,990	0	239,990
第2項 営業外費用	13,566	0	13,566
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	8,944	△3,677	5,267

令和3年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第69号

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,346,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

令和3年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町 税		986,480
	1. 町 民 税	355,540
	2. 固 定 資 産 税	442,770
	3. 軽 自 動 車 税	22,170
	4. 町 た ば こ 税	66,000
	5. 入 湯 税	100,000
2. 地 方 譲 与 税		70,156
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	49,000
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	18,200
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	2,956
3. 利 子 割 交 付 金		1,000
	1. 利 子 割 交 付 金	1,000
4. 配 当 割 交 付 金		1,800
	1. 配 当 割 交 付 金	1,800
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,300
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,300
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		5,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	5,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		200,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	200,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		500
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	500
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		5,000
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	5,000

款	項	金 額
10. 地 方 特 例 交 付 金		107,500
	1. 地 方 特 例 交 付 金	4,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	103,500
11. 地 方 交 付 税		3,250,000
	1. 地 方 交 付 税	3,250,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,000
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		71,086
	1. 分 担 金	26,569
	2. 負 担 金	44,517
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		224,171
	1. 使 用 料	192,479
	2. 手 数 料	31,692
15. 国 庫 支 出 金		590,527
	1. 国 庫 負 担 金	295,996
	2. 国 庫 補 助 金	284,554
	3. 委 託 金	9,977
16. 道 支 出 金		398,628
	1. 道 負 担 金	191,362
	2. 道 補 助 金	193,321
	3. 委 託 金	13,945
17. 財 産 収 入		23,930
	1. 財 産 運 用 収 入	18,927
	2. 財 産 売 払 収 入	5,003
18. 寄 附 金		108,000
	1. 寄 附 金	108,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		60,768
	1. 議 会 費	60,768
2. 総 務 費		793,102
	1. 総 務 管 理 費	758,569
	2. 徴 税 費	6,840
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	17,977
	4. 選 挙 費	7,871
	5. 統 計 調 査 費	745
	6. 監 査 委 員 費	1,100
3. 民 生 費		1,535,573
	1. 社 会 福 祉 費	999,442
	2. 国 民 年 金 費	191
	3. 医 療 助 成 費	245,117
	4. 児 童 福 祉 費	155,533
	5. 保 育 所 費	135,290
4. 衛 生 費		438,645
	1. 保 健 衛 生 費	151,898
	2. 環 境 衛 生 費	21,032
	3. 畜 犬 対 策 費	216
	4. 清 掃 費	262,420
	5. 公 害 対 策 費	3,079
5. 労 働 費		3,200
	1. 労 働 費	3,200

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		209,167
	1. 農 業 費	159,368
	2. 林 業 費	11,031
	3. 水 産 業 費	38,768
7. 商 工 費		316,713
	1. 商 工 費	66,598
	2. 観 光 費	250,115
8. 土 木 費		1,249,471
	1. 土 木 管 理 費	31,338
	2. 道 路 橋 梁 費	419,354
	3. 河 川 費	5,000
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	32,241
	5. 都 市 計 画 費	383,978
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	377,560
9. 消 防 費		318,034
	1. 消 防 費	318,034
10. 教 育 費		406,511
	1. 教 育 総 務 費	111,037
	2. 小 学 校 費	60,288
	3. 中 学 校 費	69,964
	4. 社 会 教 育 費	95,957
	5. 保 健 体 育 費	69,265
11. 公 債 費		903,707
	1. 公 債 費	903,707
12. 給 与 費		1,092,109
	1. 給 与 費	1,092,109

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
役 場 本 庁 舎 長 寿 命 化 事 業	27,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都 合により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
洞爺駅エレベータ ー 整 備 事 業	99,700	同 上	同 上	同 上
乳幼児等医療助成 拡 大 事 業	12,000	同 上	同 上	同 上
道営土地改良事業	5,000	同 上	同 上	同 上
農業研修センター 改 修 事 業	42,200	同 上	同 上	同 上
住宅リフォーム 助 成 事 業	8,000	同 上	同 上	同 上
土 間 体 育 館 長寿命化修繕事業	9,800	同 上	同 上	同 上
財田自然観察道 整 備 事 業	7,100	同 上	同 上	同 上
道 路 環 境 等 整 備 事 業	196,500	同 上	同 上	同 上
橋梁長寿命化事業	24,300	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備事業	8,000	同 上	同 上	同 上
入江・高砂貝塚 保 存 活 用 事 業	20,300	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	200,000	同 上	同 上	同 上

議案第 70 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 5 0, 1 5 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		163,758
	1. 国 民 健 康 保 険 税	163,758
2. 道 支 出 金		986,389
	1. 道 負 担 金	986,389
3. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
4. 繰 入 金		200,000
	1. 繰 入 金	200,000
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		5
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,350,154

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		39,662
	1. 総 務 管 理 費	34,365
	2. 徴 収 費	415
	3. 運 営 協 議 会 費	190
	4. 特 別 対 策 事 業 費	4,692
2. 保 険 給 付 費		978,003
	1. 保 険 給 付 費	978,003
3. 国民健康保険事業費納付金		316,574
	1. 国民健康保険事業費納付金	316,574
4. 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	1
5. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6. 保 健 事 業 費		11,192
	1. 保 健 事 業 費	6,162
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,030
7. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
8. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
9. 諸 支 出 金		304
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	304
10. 予 備 費		4,316
	1. 予 備 費	4,316
歳 出 合 計		1,350,154

議案第 7 1 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 5 0 , 4 3 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		2
	1. 分 担 金	1
	2. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		172,338
	1. 使 用 料	171,998
	2. 手 数 料	340
3. 国 庫 支 出 金		200,998
	1. 国 庫 補 助 金	200,998
4. 道 支 出 金		10,496
	1. 道 補 助 金	10,496
5. 繰 入 金		383,000
	1. 繰 入 金	383,000
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		1
	1. 雑 入	1
8. 町 債		183,600
	1. 町 債	183,600
歳 入 合 計		950,436

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	173,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都合 により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
公営企業会計 法適用事業	10,500	同 上	同 上	同 上

議案第 7 2 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 9 6, 8 3 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		218,790
	1. 介 護 保 険 料	218,790
2. 国 庫 支 出 金		293,037
	1. 国 庫 負 担 金	188,724
	2. 国 庫 補 助 金	104,313
3. 道 支 出 金		177,984
	1. 道 負 担 金	168,766
	2. 道 補 助 金	9,218
4. 支 払 基 金 交 付 金		303,952
	1. 支 払 基 金 交 付 金	303,952
5. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
6. 繰 入 金		203,016
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	203,015
	2. 基 金 繰 入 金	1
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,196,837

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		35,142
	1. 総 務 管 理 費	26,549
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	8,477
	3. 運 営 協 議 会 費	116
2. 保 険 給 付 費		1,099,963
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	981,600
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	23,704
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	28,173
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	3,498
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	62,284
	6. そ の 他 諸 費	704
3. 地 域 支 援 事 業 費		60,833
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	25,801
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	35,032
4. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		747
	1. 予 備 費	747
歳 出 合 計		1,196,837

議案第73号

令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算

令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,251千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和3年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

入 歲

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		332
	1. 負 担 金	332
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		45,982
	1. 使 用 料	45,920
	2. 手 数 料	62
3. 繰 入 金		37,000
	1. 繰 入 金	37,000
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		36
	1. 雑 入	36
6. 町 債		46,900
	1. 町 債	46,900
歳 入 合 計		130,251

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業	43,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都合 により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
公 営 企 業 会 計 法 適 用 事 業	3,400	同 上	同 上	同 上

議案第 74 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 178,789 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

入 歲

(単位：千円)

[illegible]

議案第75号

令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,726戸
- (2) 年間総給水量 850,500m³
- (3) 1日平均給水量 2,134m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 配水管布設替工事 1,322m
 - (イ) 配水管布設工事 106m
 - (ウ) 浄水場施設整備 一式

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)

第1款	水道事業収益	257,438千円
第1項	営業収益	192,373千円
第2項	営業外収益	65,064千円
第3項	特別利益	1千円

(支 出)

第1款	水道事業費用	257,438千円
第1項	営業費用	235,286千円
第2項	営業外費用	11,473千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	10,678千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額67,847千円は、過年度分損益勘定留保資金54,339千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,508千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	1 4 7, 4 2 9 千円
第 1 項	企 業 債	1 4 4, 5 0 0 千円
第 2 項	国 庫 補 助 金	2, 9 2 9 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	2 1 5, 2 7 6 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	6 6, 6 8 2 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	1 4 8, 5 9 4 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	144,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,375千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、8,695千円と定める。

令和3年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春